

## 論点に対する回答

分野	デジタル化の推進に関する体制整備
省庁名	法務省
<p>【論点】</p> <p>「在留申請オンラインシステム」について議論した3月11日のWGにおいて、下記の議論を踏まえ、座長から、法務省の推進体制に問題があり、法務省の全ての業務についてデジタル化を推進する体制を構築する方向性について、早急に法務省全体で検討して、回答するよう求めたところ。</p> <p>また、商業・法人及び不動産登記に係るシステムについても、民間事業者から使い勝手の改善について多くの要望がある中で、オンライン利用率の「大幅な引上げは困難」とする基本計画が提出されるなど、デジタル化に向けた推進力において問題があると考えられる。</p> <p>オンラインシステムの活用に当たっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注者側たる行政機関におけるデジタル技術に習熟したマネージャーによる推進体制の整備</li> <li>・ CIO 補佐官を含め、最新のデジタル技術を踏まえた十分な議論が行える体制の整備</li> <li>・ 併せて、組織のトップを含めて組織全体がデジタル化に取り組む体制を整備し、BPR 等に抵抗感を抱く者への指導力を発揮すること</li> </ul> <p>等が不可欠であり、法務省においてもデジタル化の推進に関する体制を見直すべきである。</p> <p>については、法務省全体のデジタル化について、これまでの体制、および、今後どのような体制に見直すのかについて、体制図等を用いて具体的に示されたい。</p> <p>※令和3年3月11日規制改革推進会議デジタルガバメントWGにおける議論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年に稼働したシステムであるにも関わらず、開発時点においてAPIによる情報連携が検討されていなかった</li> <li>・ 申請者からの情報は真に必要な情報に限定する、紙による申請をそのままデジタル化するのではなくデジタル処理に適した方法でデータを取得する、といった業務プロセスの見直しが十分ではない</li> <li>・ システム設計そのものがアジャイル型の機能追加が困難となっている等、設計段階から、ベンダーに任せきりで、BPRの徹底や最新のデジタル技術の活用が検討されていない</li> </ul>	

※農林水産省の取組（令和2年10月28日規制改革推進会議デジタルガバメントWG資料）

農林水産省においては、事務次官をチーム長とする「業務の抜本見直しチーム」を立ち上げ、3000超の行政手続の業務フローを整理し、可視化。併せて各課一つ以上の重点取組事項を設定し、見直し案を作成。同省からは、行政手続所管部局への理解の浸透を図るため、事務次官直轄のチーム（デジタル政策推進チーム（DXチーム）・業務の抜本見直しチーム）から指示を出すとともに、折りに触れ、次官のコメントを全部局に伝達するなどの取組を推進している。

## 【回答】

（現状の推進体制について）

- 1 法務省においては、情報化を総合的かつ計画的に推進するため、事務次官を議長とし、官房課長及び部局長等を構成員とする「法務省情報化推進会議」を設置しており、同会議では、法務省デジタル・ガバメント中長期計画の策定など、法務省全体としての情報化に関する方針及び施策等の決定を行っています。
- 2 法務省デジタル・ガバメント中長期計画（以下「中長期計画」という。）については、政府方針である「デジタル・ガバメント実行計画」の改定の都度、必要な見直しを行っており、現行の中長期計画（2020年3月最終改定）においては、①法人設立のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進、②在留資格に関する手続のオンライン化、③戸籍事務へのマイナンバー制度導入について、重要プロジェクトと位置付けています。
- 3 法務省における全体管理体制組織として、CIOの下に、官房秘書課、官房会計課、官房人事課の関係職員を構成員とするPMOを設置しており、中長期計画の実施に当たっては、副CIO、PMO及びCIO補佐官が、各部局等に対し、予算要求や調達手続等において、必要な支援・助言・確認等を行っています。そして、副CIO及びCIO補佐官においては、それぞれのCIO補佐官が担当する情報システムに係る現状及び課題等を共有するため、四半期に一度、意見交換を実施しており、それらの結果も踏まえ、各部局等への支援・助言等を行っています。

（今後の推進体制について）

現状の推進体制に加え、法務省におけるデジタル化の推進について、P

DCAサイクルを回すという観点をも考慮し、以下の取組を実施することを考えています。

- 1 「法務省情報化推進会議」において、最新の政府方針やデジタル技術、検討課題への対応等について、CIO補佐官も交えた意見交換を行い、事務次官のリーダーシップの下、法務省におけるデジタル化の方針・計画を定め、情報システムを所管する部局の部局長等による情報共有を徹底します。
- 2 さらに、PMOについて副CIOをトップとする組織に変更し、副CIOを中長期計画の進捗管理及びフォローアップの実施責任者と位置付け、CIO補佐官の支援・助言等も得つつ、中長期計画の定期的なフォローアップを行うこととします。特に、重要プロジェクトについては、担当するCIO補佐官とは別のCIO補佐官や外部有識者にも関与してもらうなどし、複数の専門家の意見を踏まえた検証を行います。
- 3 フォローアップ結果等については、「法務省情報化推進会議」に報告し、事務次官を中心に、その結果等を踏まえた改善策を決定した上で、副CIOの下でその改善策を実施します。
- 4 法務省における横串の連携を更に強めるため、副CIOにおいて、各情報システムの状況について、一元的に把握する体制を整備します。

分 野	個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ
省 庁 名	法務省
<p>「商業・法人登記関連手続」及び「不動産登記関連手続」分野におけるオンライン利用率引上げの基本計画について、以下の点を御検討、御説明願います。また、それぞれの論点の回答に記載いただいた今後の取組については、基本計画の内容にも反映（修正した基本計画をあわせて提示）いただくようお願いいたします。</p>	
<p><b>【論点①】</b>  社会全体のデジタル化に向け、将来的にはオンライン利用率 100%を目指す必要があると考える。</p> <p><b>【論点①－１】</b>  民間からは、システムの使い勝手に関して、多くの要望があるところであり、改善の余地は大きい。オンライン利用率目標を引き上げるべきと考えるが、いかがか。</p> <p><b>【論点①－２】</b>  個人を含めてオンライン利用率 100%を実現するためにも、行政手続の代理申請が業として認められ、反復継続して申請等を行う司法書士等に対し、一定の貢献を求めるべきである。例えば、司法書士等が代理申請を行う場合に電子申告を義務化することも考えられるが、いかがか。</p>	
<p><b>【回答①－１】</b>  これまでもオンライン利用率引上げのために、法人設立手続オンライン・ワンストップサービスへの対応等、各種取組を行っているところである。  オンライン利用率については、マイナンバー電子証明書の普及状況や各種添付書類（取締役会議事録や就任承諾書、銀行等が作成する抵当権設定及び抹消の契約書類等）の電子化の状況によるところが大きく、直ちにオンライン利用率を引き上げることには困難を伴うが、システムに対する要望については、その改善方法を引き続き検討し、将来的には更なるオンライン利用率の向上を目指してまいりたい。</p>	

**【回答①－２】**

司法書士等の資格者であることのみをもって、法令によりオンライン請求・申請を義務付けることは、新たな規制を設けることとなるため、民事訴訟手続のIT化の検討における弁護士へのオンライン利用の義務付けの議論状況等も注視しつつ、慎重に検討するとともに、引き続き司法書士等の資格者代理人に対しては、オンライン請求・申請の利用について働きかけを行ってまいりたい。

**【論点②】**

BPRの徹底とデジタル化の方針について

**【論点②－１】**

紙の申請手続をそのままオンラインに置き換えただけでは、真に効果的なデジタル化は実現できない。デジタル化によるBPRの徹底と（申請者からの情報は真に必要な情報に限定する、紙の申請書をそのままデジタル化するのではなく、デジタル処理に適した方法でデータを取得する等）、BPRを踏まえたデジタル化（システム処理・集計の自動化、行政機関内のデータ連携等）が求められるところ、具体的にどのような取組を行っているのか。（または予定しているのか。）

**【論点②－２】**

窓口や郵送での申請と比較して、申請者・行政双方ともに、具体的にどの程度処理時間の削減等、事務負担が軽減されているのか。

**【回答②－１】**

登記手続のオンライン申請においては、受付登録等の自動化や送信された申請情報を登記簿への記録に利用するなど、登記の受付から実行までの各事務処理工程において、事務処理の効率化を進めている。

また、登記申請の際に住民票コードや会社法人等番号を記載した場合には、当該申請に必要な住民票や資格証明情報の添付を省略することができるなど、利用者の負担軽減を図っている。

**【回答②－２】**

時間や負担の軽減の程度を具体的に示すことは困難であるが、申請者においては、電子証明書を利用することで、これまで印鑑証明書等の取得に要していた来庁・郵送の手間や費用の負担が軽減され、登記所においても、上記

②－１のとおり、事務処理の効率化が図られている。加えて、法人の設立登記については、令和３年２月２６日から、法人設立ワンストップサービスにおいてオンライン申請を行うことにより、法人設立に関する必要な行政手続（税金手続、保険手続等）を一度で行うことが可能となり、申請者において、行政手続ごとに書面を作成し、提出する負担が軽減されている。

**【論点③】**

使い勝手の改善について、

**【論点③－１】**

民間サービスの開発・利用環境整備のため、また、行政間のデータ連携を促進しワンストップ化を図るため、使い勝手の良い API の公開と API 連携を行いやすい環境整備が求められる。

API 仕様について、既にホームページ上で公開されたものと承知しているが、API 仕様書の使い勝手について、ソフトウェア開発民間事業者や他の行政機関等と、ワークショップの開催等の意見交換の場を設けているか。また、要望があれば、タイムリーに公開方法や仕様を改善すべきと考えるが（一部の事業者からは、仕様書が PDF ファイルで公開されていると、膨大な情報量から参照したい項目を探すのが困難との意見がある）、その様な仕組みは整備されているのか。

**【論点③－２】**

API による民間サービスとの連携に加え、民間の登記支援サービスを参考にして、システムの使い勝手について不断の改善を図っていくことが必要と考えるが、そうした民間サービスの事例・機能について、具体的にどのような点を参考にしているか。

**【論点③－３】**

システムの利用時間が、平日 8 時 30 分から 21 時に限定されているのは何故か。申請の受付は 24 時間可能とすべきではないか。

**【回答③－１】**

API 仕様の公開に当たっては、ソフトウェア開発民間事業者への説明会を開催して意見を聴取したほか、他省庁の事例等についての情報収集などを行いつつ実施した。今後は、開発事業者専用ページの充実を図り、開発事業者との意見交換の場を設けるなどして、民間事業者の意見も踏まえた使い勝

手の向上に努めてまいりたい。

【回答③－２】

現在、Webブラウザからの登記申請等の実現について検討しているところ、例えば、利用者にとって分かりやすい画面設計の点など、民間サービスの事例・機能等についても参考にしてまいりたい。

【回答③－３】

現在の登記・供託オンライン申請システムの利用時間は、費用対効果等を踏まえて設定されたものであるが、例えば、不動産登記申請については代金決済と同時に行われ、その時間帯を考慮する必要があるなど、引き続き利用者のニーズや実情を把握し、適切な利用時間を検討してまいりたい。

【論点④】

「商業・法人登記関連手続」及び「不動産登記関連手続」とともに、本人申請によるオンライン利用が極めて限定的と考えられるところ、

【論点④－１】

現状の本人申請のオンライン利用率はどの程度か。低水準に止まる原因を具体的にどの様な方法で把握し、何であると分析しているのか。（機能や作業に習熟した者に対してのみ調査を行っても十分な課題把握ができないのではないか。）

【論点④－２】

これから法人設立登記や不動産登記を行う可能性が高い者（創業準備者や不動産売却・購入者等）に対して、どの様な能動的手段で周知を行っているのか。（関連した制度に対して視認しやすい相互リンクによる広報を行っているか、インキュベーション施設や創業支援セミナー等への十分な周知・広告等を行っているか、SNS等の時代に即した情報発信を行っているか等。）

【論点④－３】

本人申請によるオンライン利用率を上げるためには、会社設立手続や不動産登記手続等に関する知識が少ない者でも申請ができるよう、分かりやすいマニュアルやユーザーインターフェース（UI）、デジタル技術を活用したエラー表示機能や論理チェック機能が求められる。基本計画のアクションプランや課題に、「オンライン申請システムの機能改善」と記載されているが、申請者が制度や機能への気づきを得つつ申請が行えるよう、具体的にど

のような取組をいつまでに行うのか※。

free 株式会社は、3月2日のデジタルガバメント WG において、ユーザーインターフェース、ユーザーエクスペリエンスの向上には、ユーザーテストの実施が不可欠である点を強調している。この点を踏まえ、例えば、申請料免除等の優遇措置を示して一般申請者を募集し、利用者テストを一定の規模において実施して(職員が申請作業を補助し、そのなかからシステムの問題点を抽出)、申請システムの改善点を包括的に洗い出す作業を、早急に実施すべきではないか。

※規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、「web 上での API 公開、ID パスワード方式の導入などにより、使い勝手の良いオンライン申請システムを実現する(令和2年結論、API 公開については遅くとも令和2年度措置)」とされている。

#### 【回答④-1】

正確な統計値ではないものの、過去のサンプル調査等によれば、商業法人登記において、本人申請の割合は、株式会社の設立にあつては、約25%、役員変更にあつては、約20%であり、それぞれオンライン利用率は、設立にあつては6.5%、役員変更にあつては0.7%である。不動産登記において、本人申請の割合は約10%であり、そのオンライン利用はほとんど見られない。

その原因としては、本人への登記手続案内において、電子証明書を保有しておらず、オンライン申請を断念した事例に照らすと、マイナンバーカードを含めた電子証明書の普及状況が挙げられるほか、各種添付書類(取締役会議事録や就任承諾書、銀行等が作成する抵当権設定及び抹消の契約書類等)の電子化の状況が十分ではないこと等が挙げられると考えている。

#### 【回答④-2】

法務省ホームページにおいて、オンライン請求・申請の具体的な利用方法や活用のメリットなどについて周知しているほか、司法書士等に対し個別にオンライン請求・申請の活用を依頼するなどの働きかけを行っている。

また、商業・法人登記については、法務省ホームページにおいて、単なるオンライン申請の案内ではなく、いわゆる「一人会社」を設立しようとする起業家向けに、オンラインによる設立登記申請の手順を分かりやすく案内したページを掲載している。

これらのオンラインでの登記申請に必要な情報にアクセスするための機会を拡大する方法等の能動的手段による周知については、御指摘を踏まえ、



今後検討してまいりたい。

このほか、東京都や福岡市等の国家戦略特区に設置している開業ワンストップセンターでは、当省も協力して、起業者向けに必要な行政手続に係るオンライン申請の支援を行っている。

【回答④－３】

種類・目的の多様な登記申請について、申請様式・入力例の充実を図り、申請情報内での入力漏れや不整合チェックのほか、操作方法についてサポートデスクを設けているところ、今後は、要望の多いWebブラウザからの登記申請について、令和４年度中に実現することを検討している。検討に当たっては、利用者にとってわかりやすい画面設計やマニュアルの充実などを図るほか、御指摘を踏まえ、一般利用者に対するモニタリング調査の実施や利用者テストなど、利用者目線を反映する方法を取り入れるよう、積極的に検討してまいりたい。

【論点⑤】

登記事項証明書等の交付請求のオンライン化を進める一方、行政及び社会全体のデジタル化を推進する上で、システム間連携等により登記事項証明書等の交付請求自体をなくしていくことが望ましい。

【論点⑤－１】

基本的な情報を所管する法務省として、情報連携を行いやすいシステム構築を行うとともに、関係府省等からの相談を待つことなく、積極的に情報連携を推進すべきと考えるが、法務省としての取組を御説明いただきたい。

※デジタルガバメント実行計画（令和２年１２月２５日閣議決定）５８頁においては、今後、商業法人の登記事項証明書については約１，５００種類、不動産の登記事項証明書については２００種類の手続において添付書類が省略される予定とあるが、同計画別紙の１３７～１４２頁に具体的に記載されている手続はわずかである。

【論点⑤－２】

上記観点から、GbizIDとのバックヤード連携を進めるべきと考えるが、進捗状況はどうか（課題があるとすれば、具体的な課題とその解決に向けた能動的な取組を回答いただきたい）。

※freee株式会社は、gBizID発行時の手続について、印鑑証明書の郵送による確認が現行プロセスだが、本来は、法務省の登記情報をAPIで連携すること等によって利便性

の向上が可能ではないかとしている。(3月2日デジタルガバメント WG 資料1の12頁)

**【回答⑤-1】**

令和2年10月から、国の行政機関間において、デジタル手続法第11条に基づく登記事項証明書の添付省略を目的とした登記情報連携の仕組みを開始しており(3月1日現在のID登録状況:24府省庁(独立行政法人を含む242課室),499手続)、準備が整った府省庁から順次運用を開始している。

また、これまでも各省庁に対し、情報連携の利用について案内をしてきたところではあるが、今後、利用についての定期的な働きかけを行うことなどについて、IT室及び総務省行政管理局と協力して行ってまいりたい。

**【回答⑤-2】**

今般の登記情報連携は、デジタル手続法第11条に基づく登記事項証明書の添付省略を目的としているところ、同条の解釈として、同条により添付を省略し得るのは、法令の規定に基づき提出を求める書類に限るとされている。そのため、GbizIDとの連携についても、そのような法令の規定があれば検討することは可能であり、現在、経済産業省において省令案を検討していると聞いている。なお、添付書面省略の場面以外にも登記情報の連携を拡大することについては、添付書面省略を前提に構築された登記情報連携システムの負荷、システムの運営経費の在り方や現在、受益者負担の原則の下、有料で交付している登記事項証明書の減少に伴う歳入面等を考慮して、更に検討していきたい。

**【論点⑥】**

利用者目線での第三者チェックについて、

**【論点⑥-1】**

第三者チェックの仕組みにおいても、司法書士だけでなく本人申請による利用者(創業準備者等)に実際のシステムを利用させたいうえで、意見・要望を聞く機会を必ず設けるべきではないか。

**【論点⑥-2】**

また、従来の紙による申請の利用者も対象とする必要があるところ、幅広く課題を調査できる内容となっているか。

**【回答⑥-1】**

御指摘を踏まえ、一般の利用者も対象に含めたアンケートやモニタリング調査について、効率的・効果的な調査方法の在り方を含め、検討してまいりたい。

**【回答⑥－２】**

調査内容についても、上記の調査方法と併せて効果的な調査となるように検討してまいりたい。

**【論点⑦】**

「論点（別紙）」は、基本計画を見た経済団体等から提出された利用者等の現状認識および意見である。課題分析のための貴重な検討材料と考えるが、利用者から現にこのような意見等があることを踏まえ、基本計画を具体的にどのように見直す予定か。（今回全ての要望について、同じ濃度で対応方針を反映する必要はないと考えるが、利用者から現にこうした意見があることを踏まえ、基本計画を具体的にどのように見直す予定かご教示いただきたい）

**【回答⑦】**

いただいた御意見等を参考に、一般利用者も対象に含めたアンケートやモニタリング調査、利用者テストを実施するなど、本人申請の利用拡大を目指して利用者目線を反映する方法を取り入れることなどについて、検討してまいりたい。